

17. 埼玉工業大学学費納付細則

(目的)

第1条 学費の納付については、学則に定めるもののほか、本細則によるものとする。

(学費)

第2条 学費とは、授業料、卒業研究費及び調査研究・卒業研究費をいう。

2 学費の納付額は、本細則別表1に定める年額とする。ただし、授業料の年額を前期額及び後期額に2分割することができる。

(納付期限)

第3条 学費の納付は、次に掲げる期限までに納付しなければならない。

- | | |
|--------------|------------------------|
| 一 年額一括納付の期限 | 4月30日 |
| 二 年2回分割納付の期限 | 前期額 4月30日
後期額 9月30日 |

2 入学を許可された者の入学金及び初年度の学費の納付期限は、前項の規定にかかわらず、入学手続要項に定めた期日までとする。

(学費の返還)

第4条 既納の学費は、返還しない。ただし、学費を納付した在学生で、前期又は後期の初日の前日(その日が休日の場合はその翌日)までに退学(学則第42条)を願い出たとき、又は除籍(学則第54条4項)となったときには、在籍しない学期の学費を返還する。

(納付方法)

第5条 学費の納付方法は、指定の振込用紙による銀行振込とする。

(学費の延納)

第6条 保証人は、特別な理由により延納を希望するときは、第3条の納付期限までに、願い出て許可を得なければならない。延納期間は、前期、後期の納付期限から起算して3か月以内とする。

(卒業延期者の学費)

第7条 単位未修得のため卒業を延期された者で、9月に卒業を認められたときは、後期額の納付を要しない。

2 10月入学者については、9月を3月、後期額を前期額にそれぞれ読み替えるものとする。

(学費の免除)

第8条 4年を超えて在学し、卒業研究又は調査研究・卒業研究の単位を修得している者については、卒業研究費又は調査研究・卒業研究費を免除する。

附則1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 埼玉工業大学工学部学費納付細則(平成12年4月1日制定)は、廃止する。

3 旧細則適用者は、別表1に掲げる年額から既納の額を差し引いた額を納付するものとする。

附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

工学部 全学科

学費明細表（平成15年度以降入学者）

（単位：円）

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学2年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学3年目	授業料	660,000	660,000	1,320,000
在学4年目以降	授業料	660,000	660,000	1,420,000
	卒業研究費（注1）	100,000		
	調査研究・卒業研究費（注2）	100,000		

（注1） 機械工学科、電子工学科、情報システム学科、ヒューマン・ロボット学科の学生に適用する。

（注2） 応用化学科、情報工学科、生命環境化学科の学生に適用する。

人間社会学部 情報社会学科

学費明細表（平成14年度以降入学者）

（単位：円）

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学3年目	授業料	585,000	585,000	1,170,000
在学4年目以降	授業料	585,000	585,000	1,170,000

人間社会学部 心理学科

学費明細表（平成14年度以降入学者）

（単位：円）

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	595,000	595,000	1,190,000
在学3年目	授業料	610,000	610,000	1,220,000
在学4年目以降	授業料	610,000	610,000	1,220,000